

技術者の配置における事務取扱要領

令和 7 年 4 月 1 日

川交経第 1 3 2 2 号

川崎市交通局が発注する建設工事において、建設業法（昭和 2 4 年 5 月 2 4 日法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく監理技術者の配置等については、技術者の配置における事務取扱要領の規定を準用する。この場合において、「川崎市」とあるのは「川崎市交通局」に、「財政局長」とあるのは「川崎市交通局長」に読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（技術者の配置における事務取扱要領の廃止）

2 技術者の配置における事務取扱要領（平成 2 5 年 4 月 1 日）は、廃止する。